

# 北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第687号 平成26年2月13日

## 教育委員会制度改革（2）

中央教育審議会が提示した改革案の視点は、

- 教育長及び教育委員会の権限と責任の明確化
- 政治的中立性、継続性・安定性の確保
- 首長の責任の明確化

という事にあり、特に、教委長及び首長の教育に対する権限の明確化という意図が、色濃く出ていると思います。

こうした中央教育審議会の改革案に対しては、各自治体関係者や教育関係者はもとより、国会の中でも、賛否様々な論争が行われています。

特に、首長が教育長を直接選任する事による政治的中立性の維持に懸念を持つ方も少なくなく、政権与党の内部でも対立は深まっています。

教育委員会の現状に対しては、私も改革が必要だと考えています。しかし、現在教育委員会が抱えている様々な問題を、中央教育審議会が提案するような形で、教育の責任者を首長にすると事で解決するというのは、現実には困難ではないかと思っています。

中央教育審議会は、現状を「属人的な努力」だけで改善する事は難しいと考えている様ですが、実は、現状の問題はその「属人的な努力」の問題にかかっている事が多いと思われるからです。いい換えると、システムを変えても「属人的」な問題が変わらなければ、期待する成果を上げる事は難しいという事です。

現行では、首長は予算等を通じて間接的にしか教育委員会をコントロール出来ないといいますが、実質的には、教育長は首長から選任されているのも同様であり、首長の意向は教育長を通して教育行政に反映されています。勿論、教育問題によっては首長と教育長の意見が対立する場合があります。それを問題と捉えるか、教育の主体性の発揮と捉えるかは人によって異なると思いますが、私は、何でも首長の意のままになる教育よりはずっと健全だと思います。

教育長の権限が曖昧といいますが、現実には、教育行政の執行に係わる権限の大半は教育長の専決事項とされています。つまり、現行制度の下においても、教育長は教育行政の事実上の責任者なのです。

いじめ問題での教育委員会の対応の遅れ等が厳しく指摘されていますが、その原

因を教育委員会制度の問題に矮小化してはならないと思っています。教育上の様々な問題に対して教育委員会の対応が遅れがちで、対策が後手に回るという事に関しては、制度上「迅速に動けない」からではなく「迅速に動かない」という教育委員会の体質をこそ問題にすべきなのです。それは、システムを変えれば解決するという事ではありません。

また、教育委員長と教育長との関係も分かり難いという指摘があります。教育委員会を主催する教育委員長と教育行政のトップである教育長との関係が不分明であるというのは、確かだと思います。

しかし、全体の構図は明確で、教育委員会に対しては、教育行政のトップである教育長を含め教育行政全体をレイマンコントロールする事を期待されているのです。市民感覚で、教育行政に疑問や意見を率直に、自由にぶっつける事こそ教育委員の使命であり、教育委員はその事に徹すべきです。

教育委員会は形骸化しているという批判がありますが、教育委員会が意思決定機関として重大な権限を有している事を、教育委員はもとより地域住民も忘れるべきではありません。教育委員の多くは教育行政の専門家ではありませんが、しかし、教育行政に関する最終的な意思決定が彼らの手に委ねられているという事が重要なのです。

教育委員会制度の改革に関して、取り留めもない事を書き綴って来ましたが、私は、制度の改善は必要だけれども、それ以上に重要な事は、結局は人にあると思っています。どんなに立派な制度を作っても、そこに人を得られなければ何も変わらない、というのは全てに共通しており、教育もまたその例外ではありません。

国会では議論が沸騰している様ですが、是非、将来に禍根を残さぬ様、慎重の上にも慎重に審議をお願いしたいと思っています。(塾頭：吉田 洋一)